

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【法務省】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】（要望番号214）

【公訴時効の存続】

公訴時効は延長も廃止も遡及しないこと。重大凶悪事件について、一定の期間が経った区切りにおいて、捜査関係者が加害者を検挙できなかったことを認め、被害者や地域の社会住民に対して、それまでの捜査内容について公開をし、捜査に対する信頼を高めてほしい。

【検討結果】

現に時効が進行中の事件に公訴時効に関する改正法を適用することについては、憲法第39条との関係が問題になるが、同条が禁止しているのは、実行の時に適法だった行為を後から処罰することや、刑罰を後から重くすることであり、その趣旨は、犯罪を犯した場合の刑罰に関して事前に告知し、行為者の予測可能性を保障しようとしたものと考えられるところ、公訴時効の定めは、このような場合には当たらない。犯罪とその刑罰について十分予測しながら、一定期間逃げ切れれば処罰されなくなると考えてあえて犯行に及んだ者や、時効完成を待つ犯人の期待まで法的な保護に値するものとは考えがたいこと等から、憲法に違反しないものと考えられる。

下記の法整備については、過去に発生した事案についても念頭において、その的確な処罰を妨げないこととすべきであるとする議論が行われたことを踏まえ、このような国民の意識にできる限り沿ったものとするのが適当であることから、改正後の刑事訴訟法の規定を、原則どおり、現に時効が進行中の事件にも適用することとしたもの。

被害者等が、その被害に係る事件の捜査の推移等に重大な関心を持つことは当然であり、捜査機関としては、今後ともそのような心情を十分に踏まえつつ、捜査上の秘密の保持や関係者の名誉、プライバシーの保護等にも配慮しつつ、被害者等に対し、捜査状況等について適切に説明を行っていくものと承知している。

【参考：関連する現行施策】

【備考】

- ・ 人を死亡させた罪のうち、死刑に当たる罪を公訴時効の対象から除外するとともに、無期の懲役又は禁錮に当たる罪については30年に、長期20年の懲役又は禁錮に当たる罪については20年に、その他の懲役又は禁錮に当たる罪については10年に、それぞれ公訴時効の期間を延長することを内容とする刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律により、人を死亡させた犯罪の公訴時効に関する規定等について法整備を行った。また、この改正については、その施行前に犯した罪であって、その施行の際時効が完成していないものについても適用することとされた。

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【 内閣府 】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号215)

現在、人身取引に対する施策は主として政府の人身取引対策行動計画により示されているが、なお、十分ではないうえ、基本となるべき犯罪被害者等施策の中では明確に位置づけられていない。まずは、人身取引被害者を犯罪被害者であるときちんと認めて、犯罪被害者等施策の対象としてほしい。

【検討結果】

人身取引対策については、関係省庁において「人身取引対策行動計画2009」(平成21年12月22日犯罪対策閣僚会議決定)に基づき、被害者保護のための各種施策を推進する。

【参考：関連する現行施策】

【備考】

要望団体からの要望聴取は平成21年9月に実施したものであるが、人身取引行動計画は見直しがなされ、平成21年12月に「人身取引行動計画2009」が策定され、人身取引に対する施策の充実が図られている。

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【 内閣官房 】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号216)

基本理念を明示し、国の施策の基本的内容及び推進体制を定め、あわせて日本社会への啓発効果を目的として「人身取引の防止ならびに被害者保護支援に関する法律(仮)」を制定してほしい。

【検討結果】

当面の間、「人身取引対策行動計画2009」(平成21年12月22日犯罪対策閣僚会議決定)の着実な実施を図り、その上で、関係省庁における施策の推進状況を勘案しつつ、制度の改正の必要性について検討していく。

【参考：関連する現行施策】

【備考】

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【 内閣府 】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号217)

人身取引に関するあらゆる領域・段階における具体的施策の検討・検証などのため、民間(NGO、医療関係者、福祉関係者、有識者など)と関係省庁が同列に協議し決定する枠組みを設けてほしい。

【検討結果】

人身取引対策については、関係省庁において「人身取引対策行動計画2009」(平成21年12月22日犯罪対策閣僚会議決定)に基づき、被害者保護のための各種施策を推進する。

【参考：関連する現行施策】

【備考】

「人身取引対策行動計画2009」には、以下の施策が盛り込まれている。

4 人身取引対策の総合的・包括的推進のための基盤整備

(3) 人身取引対策の推進体制の強化

③ NGO、IOM等との連携確保

関係省庁及びNGOの連絡会議を引き続き定期的を開催するとともに、NGO、IOM等と適切な連携を図り、官民一体となった人身取引対策を推進する。